

広島県教育委員会教育長告示第十二号

広島県立高等学校等管理規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年六月二十二日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

広島県立高等学校等管理規則施行細則の一部を改正する告示

広島県立高等学校等管理規則施行細則（昭和五十八年広島県教育委員会教育長告示第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第十三号中「学校における伝染病・食中毒発生状況報告」を「学校における感染症・食中毒発生状況報告」に改める。

様式第十三号中「学校における伝染病・食中毒発生状況報告」を「学校における感染症・食中毒発生状況報告」に

「伝 感
染 を 染 に、
病 」 症 」

「伝染病・食中毒」を「感染症・食中毒」
の発生原因」を「学校における伝染病・食中毒発生状況報告」に
「伝染病・食中毒」を「感染症・食中毒」
の感染経路」を「学校における感染症・食中毒」
の感染経路」に改める。

附 則

この教育委員会教育長告示は、公布の日から施行する。